令和2年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和2年9月16日(水) 午前10時00分~ 市役所3階議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

と き 令和2年9月16日 午前10時~ ところ 本庁3階 委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議長あいさつ
- 4 執行部あいさつ
- 5 議 事
 - (1) 議案第50号 小美玉市固定資産評価審査委員会条例及び小美玉市行政不服 審査関係手数料条例の一部を改正する条例について
 - (2) 議案第51号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について
 - (3) 議案第52号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例について
 - (4) 議案第55号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算(第5号)(総務常任 委員会所管事項)
 - (5) 議案第60号 令和2年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第1号)
 - (6) 議案第74号 動産の買入れ契約の締結について
 - (7) 議案第75号 茨城美野里環境組合の解散について
 - (8) 議案第76号 茨城美野里環境組合の解散に伴う財産処分について
 - (9) 議案第77号 霞台厚生施設組合規約の変更について
 - (10) 陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める 意見書」の提出を求める陳情書
- 6 その他
 - (1) 議会報告会資料について
- 7 閉 会

出席委員(6名)

1番 戸田見良君(副委員長)5番 村田春樹君(委員長)

10番 谷仲和雄君 12番 岩本好夫君

15番 大 槻 良 明 君 18番 市 村 文 男 君

17番 笹 目 雄 一 君(議長)

欠席委員(なし)

付託案件説明のため出席した者

市 長島田穣一君 市長公室長 岡野英孝君 立原 伸樹 君 総務部長 敏弘 君 企画財政部長 礒 市民生活部長 太田 勉 君 危機管理監 飯塚 新一 君 消 防 長 長島 久男 君 議会事務局長 我妻 智光 君 秘書政策課長 倉田 賢吾 君 企画調整課長 佐々木 浩 君 財政課長 植田 賢一 君 総務課長 小川 和夫 君 人事課長 服部 和志 君 行政経営課長 山口 恵一 君 環境課長 真家 功 君 防災管理課長 長谷川 勝彦 君 玉里総合支所長 田村 智子 君 監査委員事務局長 菅谷 清美 君 議会事務局次長 菊田 裕子 君 消防総務課長 池崎 利久 君

議会事務局職員出席者

書 記 菅 澤 富美江

午前9時54分 開会

◎開会の宣告

〇副委員長(戸田見良君) 改めましておはようございます。

皆様おそろいになっておりますので、時間少し早いですが、ただいまより総務常任委員会 を開催いたします。

最初に、委員長のご挨拶をお願いします。

村田委員長、お願いいたします。

○委員長(村田春樹君) 皆様、改めましておはようございます。

委員の皆様、そして執行部の皆様には一昨日の決算特別委員会に引き続きまして、本日の 総務常任委員会、誠にご苦労さまでございます。

本日の総務常任委員会につきましては、先の本会議で付託されました9議案と前回継続審査となった案件について審議をしていただくわけでございますけれども、皆様のご協力をいただきながら会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今年度、議会報告会は中止となりましたが、本委員会の活動報告として資料を作成 しましたので、議事の終了後に確認をいただき、ご意見をいただきまして、当委員会として の資料を活性化委員会に提出したいと思っております。

皆様のご協力を得ながら円滑なる委員会運営をしたいと思いますので、よろしくお願い申 し上げまして、簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○副委員長(戸田見良君) ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶、笹目議長、お願いいたします。

○議長(笹目雄一君) 改めましておはようございます。

先週あたりから大分朝夕が涼しくなってまいりました。本日は3つの常任委員会の初めて の総務常任委員会でございます。

先ほど委員長からもありましたように、付託された案件は計10件でございますが、村田委員長を中心に慎重なるご審議願いたいと思います。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○副委員長(戸田見良君) ありがとうございます。

続きまして、執行部のご挨拶をお願いいたします。

島田市長、お願いいたします。

○市長(島田穣一君) 改めておはようございます。

本日は大変お忙しい中、しかも時間前ということで、総務常任委員会、付託審議ということでここに開催され、誠にご苦労さまでございます。

ただいま話ありましたように、月曜日には決算特別委員会を開催していただいて、全議案 ご議決いただいたということでございまして、ありがたく感謝申し上げる次第でございます。 また、今日の議案でございますが、議案9件、そして陳情1件ということで10件の審査を いただくわけであります。よろしくお願いしたいと思います。

また、この議案の中に茨城美野里環境組合の解散についてということであるわけであります。 霞台広域でということで、かすみがうら、石岡、そして茨城、そして小美玉という中で順調に進展しているという状況でございまして、今年の12月には火入れ式ができるよと。 さらに、来年の4月からスタートできるような状況だということで報告を受けている状況でございますので、どうか慎重なる審査をいただいてお認めいただければ、大変ありがたいとお願い申し上げ、挨拶といたします。

ご苦労さまです。

○副委員長(戸田見良君) ありがとうございました。

それでは、早速議事に入ります。

議事進行のほうは委員長のほうでお願いいたします。

○委員長(村田春樹君) 議事に入る前に、本日は福島議員、植木議員、香取議員が傍聴いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、付託案件の審査に入ります。

本日の議題は、9月11日付託された議案審査付託表のとおりでございます。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず 電源をお切りいただきますようお願いいたします。

まず、議案第50号 小美玉市固定資産評価審査委員会条例及び小美玉市行政不服審査関係 手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

菅谷監査委員事務局長。

〇監査委員事務局長(菅谷清美君) 監査委員事務局長、菅谷でございます。よろしくお願い いたします。 議案第50号についてご説明を申し上げます。

着座での説明をお許し願います。また、私以降の説明員につきましても、同様に着座でご 説明とさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第50号 小美玉市固定資産評価審査委員会条例及び小美玉市行政不服審査 関係手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、それぞれの条例で引用する法律の題名の変更及び条ずれに対応するため、 ご提案させていただくものでございます。

1枚おめくり願います。

改正条例の第1条は小美玉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正、第2条が小美玉市 行政不服審査関係手数料条例の一部改正となっております。

まず第1条の改正内容につきまして、次のページの新旧対照表でご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会条例第6条中で、引用しております法律の題名を現行の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、法律の略称を「情報通信技術利用法」から「情報通信技術活用法」に改めるものでございます。

さらに、第10条を含め、同法の引用条項のずれに対応するための内容となっております。 小美玉市固定資産評価審査委員会条例の改正につきましては以上でございます。

- 〇委員長(村田春樹君) 小川総務課長。
- ○総務課長(小川和夫君) 同じく議案第50号の条例改正の第2条の部分でございます。

行政不服審査関係手数料条例の一部改正の内容でございますが、先ほどの監査委員事務局 長のご説明と同様でございまして、関係する法令の改正に伴いまして、関連項目の所要の改 正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長(村田春樹君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第50号 小美玉市固定資産評価審査委員会条例及び小美玉市行政不服審査関係手数料 条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

服部人事課長。

〇人事課長(服部和志君) 議案第51号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由でございますが、法令の解釈、運用、条例、規則の改正や新規制定などへの助言をする法制アドバイザーとしての職務に加えて法務活動を通じての政策実現及び専門的な見地からハラスメントへの対処を行うことを職務とする政策法務アドバイザーの職へ変更するため、この案を提出するものでございます。

最後のページの新旧対照表をご覧ください。

表の左側が改正案でございますが、職名を政策法務アドバイザーとし、報酬額を年額78万円に改正するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(村田春樹君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

谷仲委員。

○10番(谷仲和雄君) 改めましておはようございます。

着座にて失礼いたします。

こちらの議案第51号につきまして、ハラスメント対策というところで、初日の全員協議会で説明をいただいたところがございます。そこで、この政策法務アドバイザーというところで、そのハラスメントへの対処というところで、全協のときの説明で、新たに小美玉市職員ハラスメント防止対策規程を設定し、ハラスメント対処委員会を創設するというところがあります。これらこの中に職員へのアンケート実施とありますが、このアンケートとは別に公益通報者保護制度の視点からちょっと見まして、これは例えば、第三者が相談をするケース、これもあるとは思うんですが、そうした場合の対処、どのようになっているのかというのをちょっと1点お尋ねしたいと思います。

- 〇委員長(村田春樹君) 服部人事課長。
- **〇人事課長(服部和志君)** ただいまの谷仲議員のご質問でございます。

ハラスメント対処の本人以外の第三者からの相談等についてということでございますが、 今回のハラスメント防止対策規程におきましても、本人以外の第三者、関係者といいますか、 からの相談につきましても、本人、被害者の同意があれば相談、申し出ることは可能という 規定にしてございます。

本人の同意を必要とする理由でございますが、本人がハラスメントと感じていない場合や、 あるいは虚偽の相談等を想定し、本人の同意を得た上で相談をしていただくということにし ております。

以上でございます。

- 〇10番(谷仲和雄君) 以上です。
- ○委員長(村田春樹君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第51号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

服部人事課長。

〇人事課長(服部和志君) 議案第52号 小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、国の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に従 事する職員の特殊勤務手当の支給に関する特例を定めるため、この案を提出するものでござ います。

最後のページの新旧対照表をご覧ください。

主な改正内容につきましては、表の左側の改正案の附則の部分でございますが、具体的には、職員が新型コロナウイルス感染症に対処するために緊急に行われた作業で、規則で定めるものに従事したとき感染症防疫作業手当を支給するものでございます。

手当の額は、作業に従事した日、1日につき4,000円を超えない範囲内において規則で定めるものとしております。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(村田春樹君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

岩本委員。

○12番(岩本好夫君) この特殊勤務に従事する職員さんというのは、何らかの資格とか研修を受けた職員さんなんですか、これは。

- 〇委員長(村田春樹君) 服部人事課長。
- **〇人事課長(服部和志君)** ただいまの岩本議員のご質問でございます。

この作業に従事する職員でございますが、想定しておりますのは新型コロナウイルス感染症の患者、またはその疑いがある方に接して行う作業ということで保健師などを想定しております。

あとは感染者等が使用した物件の処理作業ということで、こちらは一般職、それと感染者等を同一車両により指定する施設等へ移送、または搬送する作業ということで消防職員を想定しております。

以上でございます。

○委員長(村田春樹君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第52号 小美玉市の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇委員長(村田春樹君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第55号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算(第5号)、総務常任委員会 所管を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

植田財政課長。

〇財政課長(植田賢一君) それでは、議案第55号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算

(第5号) のうち、総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが7ページをお開き願います。

総務常任委員会所管歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。

歳出につきましては、各所管よりご説明を申し上げます。

それでは、歳入のほう、17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金のうち、 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で4億3,699万1,000円の補正増でございます。

8ページをお開き願います。

18款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、茨城県条例制定請求書名簿審査事務経費 交付金で21万2,000円の補正増、国勢調査費委託金で17万8,000円の補正増でございます。

続きまして、21款繰入金、2項1目基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金で4億1,704万2,000円の補正減でございます。今回の補正予算におけます歳入歳出間を調整するために減額するものでございます。

また、ふるさと応援基金繰入金で504万円の補正増でございます。歳出におけるふるさと 寄附金事業の補正減及び移住促進住宅取得補助金の補正増に伴い増額をするものでございま す。

22款1項1目繰越金、前年度繰越金で4億4,052万4,000円の補正増でございます。令和 元年度決算における実質収支額が確定したため増額するものでございます。

24款1項市債、5目教育債、学校トイレ改修整備事業債で240万円の補正減、6目合併特例債、広域幹線道路整備事業債で9,410万円の補正減、教育施設整備事業債で2,620万円の補正増でございます。学校トイレ改修整備事業債及び広域幹線道路整備事業債の補正減につきましては、市債対象事業費が令和元年度に前倒しして交付決定されたことから、歳出の補正減に合わせ減額するものでございます。また、教育施設整備事業債の補正増につきましては、歳出における小学校建設事業の補正増に伴い増額をするものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

- 〇委員長(村田春樹君) 服部人事課長。
- **〇人事課長(服部和志君)** 続きまして、歳出についてご説明いたします。

初めに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきましては、人事課より一括してご 説明をさせていただきます。

43ページをご覧ください。

一般職の総括表の比較欄になりますが、報酬が2,127万8,000円の減、給料が7,024万2,000円の増、職員手当が2,575万8,000円の増、共済費が1,510万3,000円の増、合計としまして8,982万5,000円の補正増でございます。

職員手当の詳細につきましては、下の表の内訳欄のとおりでございますので、説明につきましては省略とさせていただきます。

今回の職員給与費に関する補正につきましては、本年4月1日付の人事異動等によるものでございます。

以上が職員給与費の補正に関する説明でございます。

これより各所管より歳出の説明をさせていただきますが、職員給与費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきまして、職員給与費以外の補正内容について順次ご説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

- 〇委員長(村田春樹君) 小川総務課長。
- ○総務課長(小川和夫君) 続きまして、歳出のほうの内容についてご説明を申し上げます。
 議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページ中段でございますが、2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費におけます 庶務事務費といたしまして1,317万9,000円の増額補正をお願いしているものでございます。 内容につきましては、ペーパーレス議会関係システムに関する内容でございまして、まず11 節でございますが、役務費の通信運搬費用としまして95万9,000円をお願いしております。 内容的には、議会用タブレットの通信料金分となります。12節の委託料費、ペーパーレス議 会システム初期設定委託料でございますが、これはペーパーレス議会に伴いますソフトシス テムを導入するための初期設定の費用としまして41万2,000円をお願いするものでございま す。

続きまして、13節使用料及び賃借料でございますが、こちらはペーパーレス議会システムの本体の使用料でタブレット関係端末のライセンス料となってまいります。同じく17節でございます。備品購入費としまして、機械機器類購入費としまして1,158万8,000円の補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、議会用タブレット、タブレット用のペンシル、タブレット用キーボード類の購入の費用をお願いするものでございます。

以上でございます。

〇委員長(村田春樹君) 服部人事課長。

〇人事課長(服部和志君) 続きまして、人事課所管についてご説明いたします。

同じく10ページの説明欄8、人事給与管理事務費につきましては、県職員派遣受入れに伴 う負担金2名分の見込額の精査により934万円の補正増をお願いするものでございます。

次に、説明欄10、職員研修費でございますが、法制アドバイザーから政策法務アドバイザーへの変更に伴う報酬54万円の増と委託料30万円の減、それと新型コロナウイルス感染症拡大予防のために職員全体研修をeラーニング講座へ変更して行うことなどによる報償費17万9,000円の減、需用費8万6,000円の増、使用料151万1,000円の増、合わせまして165万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(村田春樹君) 小川総務課長。
- ○総務課長(小川和夫君) 続きまして、11ページをご覧いただきたく存じます。

2款の同じく総務費、総務管理費の5目財産管理費におけます補正の内容をお願いしております。費用としまして77万7,000円の補正をお願いするものでございますが、内容といたしましては、立木伐採業務の委託料といたしまして、先後地区に所在をしております株式会社旭物産さんの工場に隣接いたします市有地におきまして、市有地の樹木が工場敷地側へ繁茂しているため、急遽伐採を行うための経費の補正をお願いしているものでございます。また、同じく西郷地地区にございます市有地の樹木のほうにつきまして、隣接する民地のほうに樹木の根がせり出しております関係で、こちらにつきましても伐採を行うための経費をお願いしまして、合わせて77万7,000円の補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇委員長(村田春樹君) 佐々木企画調整課長。
- **〇企画調整課長(佐々木 浩君)** 続きまして、企画調整課所管についてご説明をさせていただきます。

6目企画費2事業、ふるさと寄附金事業につきましては、例年横浜市で開催をされておりますふるさと納税大感謝祭が、新型コロナウイルス感染拡大によりまして中止が決定をしたものに伴いまして、参加に伴う関係経費96万円の減額をお願いするものでございます。

- 〇委員長(村田春樹君) 山口行政経営課長。
- ○行政経営課長(山口恵一君) 続きまして、行政経営課所管についてご説明いたします。

7目電子計算費、1情報化推進事業159万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、全てペーパーレス議会システムに関係する費用となっております。内訳を

申し上げますと、10節需用費の修繕料14万3,000円につきましては、本庁舎3階にあるサーバー室から新たに無線LAN機器の設置を予定しております議場、委員会室、政策会議室、第2会議室へLANケーブルを敷設するための費用となります。11節役務費の通信運搬費8万1,000円につきましては、ペーパーレス議会システム用に新たにインターネット回線を契約するための回線使用料となります。12節委託料の庁内情報ネットワーク変更業務委託料137万5,000円につきましては、新たな無線LAN構築のため、業者へ委託する費用となっております。

以上でございます。

- 〇委員長(村田春樹君) 田村玉里総合支所長。
- ○玉里総合支所長(田村智子君) 続きまして、玉里総合支所所管についてご説明させていただきます。

12ページでございます。

8目支所及び出張所費、3事業、玉里総合支所管理経費につきましては、委託料としまして22万6,000円の増額をお願いするものでございます。内容でございますが、玉里総合支所敷地内の樹木剪定及び処分業務に係る経費でございます。

以上でございます。

- 〇委員長(村田春樹君) 長谷川防災管理課長。
- **〇防災管理課長(長谷川勝彦君)** 防災管理課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

同じく12ページの中段、13防災諸費につきまして899万6,000円の補正増をお願いするものでございます。補正予算の財源内訳としましては、国県支出金899万6,000円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。説明欄の内容でございますが、2防災対策諸費899万6,000円の補正増をお願いするもので、10需用費、1消耗品58万1,000円につきましては、段ボールベッド60セットの購入費、17備品購入費、災害対策用備品購入費841万5,000円につきましては、避難所用のパーティション160セットの購入費として535万400円並びに避難所の送風換気用のビッグファン28台分の購入費306万4,600円でございます。

以上でございます。

- 〇委員長(村田春樹君) 佐々木企画調整課長。
- **〇企画調整課長(佐々木 浩君)** 続きまして、企画調整課所管についてご説明をさせていた

だきます。

同じく12ページ下段の15目特定事業推進費、2事業、合併特例推進事業につきましてご 説明いたします。

合併特例推進事業1,019万9,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらの財源につきましても、先ほどと同様、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当しております。

まず、11役務費、通信運搬費につきましては、委託料でも計上させていただいております 路線バスロケーションシステムの通信料を1万1,000円補正増するものでございます。

続きまして、12委託料でございますが、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、市が行っております循環バス利用者への感染防止を図るため、運行中のバス現在位置情報並びに車内混雑状況などがパソコン並びにスマートフォンでリアルタイムに確認が可能なバスロケーションシステムの導入ということで、路線バスロケーションシステム導入委託料といたしまして、130万円の新規増額補正をお願いするものでございます。

次に、金銭の授受、特に硬貨の授受における感染リスクを軽減するため、非接触型キャッシュレスシステムの導入といたしまして、路線バス非接触型キャッシュレス導入委託料320 万円の新規増額補正をお願いするものでございます。

現在運行中の市内循環バスにおきまして、1便当たりの運行時間が約2時間となっておりますが、利用者によっては1時間近くの乗車時間となる中で、感染リスクが大きいと、この状況を改善するため、ルートの再編を検討することといたしまして、路線バス輸送能力増強委託料として、新規の増額補正で390万円お願いするものでございます。

13使用料及び賃借料におきましては、路線バスロケーションシステムの使用料として8万8,000円を新規増額補正するものでございます。

最後に、18節負担金補助及び交付金、2補助金につきまして、市内を運行する民間路線バス事業者に対しまして、市内を運行する路線1路線当たり10万円の支援を行うもので、路線バス緊急対策事業補助金といたしまして、170万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

- 〇委員長(村田春樹君) 小川総務課長。
- ○総務課長(小川和夫君) 続きまして、16ページをご確認いただければと存じます。

16ページ、2款総務費の4項選挙費でございますが、こちらの内容は、先ほど歳入の際に

ご説明がありました茨城県条例制定請求者名簿審査費事務交付金に伴いまして、選挙管理委員会費の財源内訳補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(村田春樹君) 佐々木企画調整課長。
- **〇企画調整課長(佐々木 浩君)** 続きまして、企画調整課所管についてご説明いたします。 引き続き16ページをご覧ください。

5項統計調査費、2目指定統計費、6事業、国勢調査費17万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、全額国の委託金を充当するものでございます。委託金の内示額変更に伴いまして、各経費組替えとなっております。令和2年度国勢調査実地調査業務委託料といたしまして、23万5,000円の新規補正増となります。それに伴いまして、1報酬、統計調査員報酬23万1,000円の減額補正、そして需用費、1消耗品費といたしまして、調査員に係る消耗品の購入ということで、17万5,000円の増額補正、そして11役務費、通信運搬費といたしまして1,000円の減額補正をお願いするものでございます。以上です。

- 〇委員長(村田春樹君) 真家環境課長。
- ○環境課長(真家 功君) 続きまして、環境課所管の説明をさせていただきます。

少し飛びますが、23ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、ごみ処理対策経費といたしまして、11節役務費、手数料2万8,000円の増でございます。茨城美野里環境組合の土地に係る抵当権の抹消手続に伴う登記登録事務手数料でございます。

以上、説明とさせていただきます。

- 〇委員長(村田春樹君) 池崎消防本部総務課長。
- **〇消防本部総務課長(池崎利久君)** 続きまして、消防本部所管の補正予算についてご説明いたします。

30ページをお開きください。中段より下の欄をご覧ください。

9款1項消防費、1目常備消防費、9救急救助活動経費1,168万円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策に伴い、増額補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、10節消耗品費583万2,000円、17節救急用具等購入経費584万8,000円でございます。

次に、2目非常備消防費、5自衛消防運営補助事業80万円の補正増につきましては、高田

区自衛消防団、可搬式消防ポンプ購入事業の補助金をお願いするものでございます。

消防本部につきましては、以上でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長(村田春樹君) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

谷仲委員。

○10番(谷仲和雄君) それでは、補正予算書の順に沿ってお尋ねいたします。

まず、1点目でございますが、ページの10ページ、これは議会のペーパーレス議会システム、こちらの補正予算でございますが、先ほど説明の中で、議会のペーパーレス議会というところの中で、この機械器具購入費の1,158万8,000円の中で、これは、このタブレットの購入については、これは議会分だけという形になるか、ちょっとそこの確認をさせていただきたいと思います。

- 〇委員長(村田春樹君) 小川総務課長。
- ○総務課長(小川和夫君) ただいまの谷仲委員からのご質問、タブレット関係の機材のほうの購入内訳でございますが、こちらは全体としまして64台を予定しております。内訳としましては、議員さん方の分と合わせまして執行部、市長をはじめとしました各部長職の方分及び関係する所管の執行部職員を含め、また予備分としましてタブレット端末という精密機器でございますので、不具合を生じたときの対応の分を5台ほど考慮しまして、合計で64台分を考えております。よろしくお願いいたします。
- 〇委員長(村田春樹君) 谷仲委員。
- ○10番(谷仲和雄君) そうしますと、運用の方法はこの後、要綱とか作ると思うんですが、 一般的な捉え方として、例えば本会議ですとか、あとこの委員会の中で、委員会とかで審議 に参加する例えば部長さん、課長さん、そこら辺のところまでの用意と捉えていいのかどう か、そこら辺をお尋ねしたいと思います。
- 〇委員長(村田春樹君) 小川総務課長。
- ○総務課長(小川和夫君) 谷仲委員さんご指摘のとおりでございまして、本会議場で各議員 さん方と執行部側、またプラス、本日も開催しておりますこの委員会で、委員会分につきま しては全員分ということではなく、共有して運用するという形ですので、台数としては委員 会のほうへの出席する執行部全員分は用意いたしませんが、共有して使うということを含め

ました予備を含めての64台ということで考えているところでございます。

- 〇委員長(村田春樹君) 谷仲委員。
- ○10番(谷仲和雄君) ありがとうございます。

続きまして、ページの12ページになります。

こちらのほうが合併特例推進事業の中の委託料のこの路線バス輸送能力増強委託料390万円というところですね。先ほどご説明いただいたところと、あとこれの全協の資料15のほうに一覧表で分かりやすくまとめさせていただいております。また、今までのこの市内の循環バスですとか、地域循環バスの傾向として、先日の決算の答弁書を踏まえて、利用者が固定化されていると考えられると、今後ルートの再構築が必要であるという点と、あと地域循環バスに関しては大きな伸びが認められていないというところ、所見でございました。

そこで、このルート再編及び検証に関わる経費のうち、ここの説明のところで、一覧表の説明の中で、ウイルスへの感染リスクが高い状況から、そのため運行方式を改め、直線的なシャトル運行にするためのルート再編というところがございます。そうした中で、これからこの議論についてどういうスケジュールの中で、この再構築を図っていくかという点をちょっと確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇委員長(村田春樹君) 佐々木企画調整課長。
- **〇企画調整課長(佐々木 浩君)** 谷仲議員のご質問にお答えいたします。

市内循環バスのルート再編につきましては、現在循環ルートということで、1周約44キロ 弱の距離を2時間かけて現在運行している状況です。利用者によっては、このルートの中で、 小川バスステーションから羽鳥駅まで乗られる方もいらっしゃいまして、そういう方は大体 1時間程度の乗車時間になります。

やはりこの1時間という乗車時間を考えますと、感染リスクが非常に高いというふうに認識をしておりまして、この状況を改善するため、乗り継ぎが可能な直線ルートのシャトルルートに変更して、利用者の利便性も図りながら、感染リスクも抑えていくということで再編のほう考えてまいりたいというふうに考えております。

また、これの議論についてのスケジュールということでございますが、現在、市に地域公共交通会議という公式な検討する機関がございます。これまで、この公共交通会議の中で、様々な議論を図ってまいりましたが、今回のルート再編につきましても、まず、この公共交通会議の中でお諮りをいたしまして、その後、議会のほうにご説明のほうさせていただきたいというふうに考えております。

現在のスケジュール的なものでいいますと、今回の補正予算をお願いしまして、その後、 入札を経て、できれば年内にルート再編の概要をまずご説明のほうできればと考えておりま す。その後、正式なルートが構築された後、ダイヤ構成、新規停留所等の詳細な説明を3月 の定例議会の中でご説明ができればというふうに考えておりますので、よろしくお願いした いと思います。

以上です。

- 〇委員長(村田春樹君) 谷仲委員。
- ○10番(谷仲和雄君) 詳細な説明ありがとうございます。

そうしますと、直線的なルートということで、時間がある程度正確に、運行時間が分かれば、例えば朝の小学生とかの通学時間帯とかのバス等に関しては遠距離に対する児童、この市内循環バスも活用できるのではないかという視点もあるのかなと、そういうところも感じているところでございます。

そういう総合的な視点から、交通弱者の皆さんに対するこの目的、循環バス運行の目的というところがしっかり公共交通会議の中で議論していただきたいと思います。これは要望といたしまして、私のほうからはこの路線バスに関しては以上でございます。

あと、最後、3点目でございますが、こちら、すみません、30ページでございます。

最後にご説明いただいた救急救助活動経費のところでございますが、こちら消耗品、救急 用具等購入費の内訳等お聞かせ願えればと思います。

- 〇委員長(村田春樹君) 池崎消防本部総務課長。
- **〇消防本部総務課長(池崎利久君)** ただいまの谷仲委員のご質問につきまして、ご説明させていただきます。

消耗品でございますがN95マスク、感染防護衣、フェイスシールド、タイベックススーツ セット、ロンググローブ、人工鼻、救急用具につきましては、アイソレーター、オゾンガス 発生装置、高圧蒸気滅菌器、以上でございます。

- 〇委員長(村田春樹君) 谷仲委員。
- **○10番(谷仲和雄君)** ありがとうございました。 私のほうからは以上でございます。
- 〇委員長(村田春樹君) 岩本委員。
- **〇12番(岩本好夫君)** 先ほどの谷仲議員との質問とちょっと重複してしまうんですけれど も、この10ページのペーパーレス議会、これにするための費用というのは総額幾らかかるの

か。今分からなければ、後でもいいです。

- 〇委員長(村田春樹君) 小川総務課長。
- ○総務課長(小川和夫君) まず、この案件につきましては、所管としましては総務課と行政経営課で予算を分けているというか、配分になっておりますが、今回、補正をお願いいたしましたまず初期導入に係る経費としましては1,317万9,000円、間違いなくこれはかかる経費なんですけれども、今後、導入後、保守点検費とか通信料とかというのは毎年かかってくる経費として発生する部分と思われます。いわゆるランニングコストということでございまして、総務課所管としては、額としてはそのようになっているところです。今、私のほうから所管が総務課と行政経営課ということでお話させていただいておりますが、今回合わせますと1,477万8,000円という額が基本額になっております。よろしくお願いいたします。
- 〇委員長(村田春樹君) 岩本委員。
- ○12番(岩本好夫君) これから大事な部分だと思うんだけれども、例えば議員さん方20名いるんだけれども、そのタブレットが手元に来て使えますかと言ったら、これ、なかなか難しいと思うんだけれども、その後、まず使えるようになるまでと、使っていくうちでまだこれ分からないことあると思うんだけれども、そういったフォローしてもらえるのか、あるいはそれは各々自分でやるのか、その辺はどうなんだか。
- 〇委員長(村田春樹君) 小川総務課長。
- ○総務課長(小川和夫君) 今、ご指摘をいただきましたご質問でございますが、今回の経費の中で運用するためのソフトというものが必ず必要になってまいります。タブレットというツールというか、パソコンではないですけれども、使った中で、その上で、ソフトを使って運用してまいります。ソフトのメーカーなども今後選定してまいりますが、その決まったソフトウエア会社のほうでそちらのほうのご指摘いただいた説明、または操作、研修会などを検討予定をしております。このようなご回答でよろしいでしょうか。
- 〇委員長(村田春樹君) 岩本委員。
- **〇12番(岩本好夫君)** 私は大丈夫だと思うんだけれども、ほかの議員さんちょっと使えないと思うんで、よろしくお願いします。
- ○委員長(村田春樹君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。 次に、討論に入ります。 討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第55号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算(第5号)総務常任委員会所管を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇委員長(村田春樹君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第60号 令和2年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第1号)を議題と いたします。

執行部より説明を求めます。

真家環境課長。

○環境課長(真家 功君) 続きまして、霊園事業特別会計についてご説明いたします。

歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ141万3,000円を増額し、歳入歳出総額を1,698万9,000円といたします。

まず、3ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金141万 3,000円の増でございます。令和元年度決算額の確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、1款霊園事業費、1項霊園施設管理費、1目霊園施設管理費、市営霊園管理事業でございます。22節償還金利子及び割引料4,000円の増でございます。令和元年度管理料の二重納付による過誤の還付金でございます。24節積立金140万9,000円の増でございます。霊園整備基金積立金でございます。

以上でございます。

○委員長(村田春樹君) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

戸田副委員長。

- **○副委員長(戸田見良君)** 参考のためにちょっとお聞きしたいんですが、年間で維持するために管理料頂くと思うんですが、中には住所が分からなくなってしまったとか、管理ができなくなっているような状況というのはありますか。それ、ちょっとお聞かせいただければと思います。
- 〇委員長(村田春樹君) 真家環境課長。
- ○環境課長(真家 功君) 管理料の納付の件ということですか。
- **○副委員長(戸田見良君)** 納付もそうなんですが、借りている方が住所が不明になってしまったりとか、連絡が取れなくなってしまったみたいなことのケースはありますかというようなことの何かお聞かせいただけるとありがたいです。
- 〇委員長(村田春樹君) 真家環境課長。
- ○環境課長(真家 功君) 現在、不明の方が3名、死亡で相続がまだしていない方が5名ほどおりまして、このあたり困難を生じているところでございます。

以上でございます。

○委員長(村田春樹君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第60号 令和2年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。 お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで、11時5分まで暫時休憩といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

〇委員長(村田春樹君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第74号 動産の買入れ契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

池崎消防本部総務課長。

〇消防本部総務課長(池崎利久君) それでは、議案第74号 動産の買入れ契約の締結についてご説明いたします。

消防ポンプ自動車の買入れ契約の締結について、地方自治法及び市条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

消防ポンプ自動車は令和2年6月18日、8社の指名競争入札により、水戸市のトキワ産業株式会社が1,800万円で落札いたしました。買入れ価格は1,980万円、うち消費税は180万円でございます。納入期限は令和3年3月1日でございます。小美玉市消防団第12分団に配置されている消防ポンプ自動車は既に21年が経過し、老朽化しているため、更新をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(村田春樹君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第74号 動産の買入れ契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇委員長(村田春樹君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

続いて、議案第75号 茨城美野里環境組合の解散についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

真家環境課長。

○環境課長(真家 功君) それでは、議案第75号 茨城美野里環境組合の解散についてご説明いたします。

地方自治法第288条の規定により、茨城美野里環境組合を解散することについて、同法第 209条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、茨城町、小美玉市は石岡市及びかすみがうら市を含むごみ処理 広域化事業におきまして、令和3年4月から新ごみ処理施設が供用開始されることに伴い、 茨城美野里環境組合を解散することについて協議したいので、この案を提出するものでござ います。

次のページが茨城美野里環境組合の解散に関する協議書(案)でございます。地方自治法 第288条の規定により、茨城美野里環境組合は、令和3年3月31日限りで解散するものとす るとしております。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。

○委員長(村田春樹君) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第75号 茨城美野里環境組合の解散についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇委員長(村田春樹君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第76号 茨城美野里環境組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

真家環境課長。

○環境課長(真家 功君) 次に、議案第76号 茨城美野里環境組合の解散に伴う財産処分についてご説明いたします。

地方自治法第289条の規定により、茨城美野里環境組合の解散に伴う財産処分について協議するため、同法第209条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、茨城町、小美玉市は石岡市及びかすみがうら市を含むごみ処理広域 化事業におきまして、令和3年4月から新ごみ処理施設が供用されることに伴い、茨城美野 里環境組合の解散に係る財産処分について協議したいので、この案を提出するものでござい ます。

次のページが茨城美野里環境組合の解散に伴う財産処分に関する協議書の案でございます。 地方自治法第289条の規定により、茨城美野里環境組合の解散に伴う財産処分を小美玉市 に帰属させる財産として、別表第1に定める土地の全部、別表第2に定める建物の全部、別 表第3に定める工作物の全部でございます。

また、次の施設整備基金につきましては、茨城町と小美玉市で配分いたします。

以上、議案第76号の説明とさせていただきます。

○委員長(村田春樹君) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第76号 茨城美野里環境組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。 お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第77号 霞台厚生施設組合規約の変更についてを議題といたします。 執行部より説明を求めます。

真家環境課長。

○環境課長(真家 功君) 議案第77号 霞台厚生施設組合の規約の変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、霞台厚生施設組合規約を変更することについて、 同法第209条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、ごみ処理広域化に伴う新処理施設の運用が開始されることに伴い、霞台厚生施設組合の契約のうち、共同処理する事務の一部を変更することについて協議 したいので、この案を提出するものでございます。

主な改定内容について、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の左側が改定案、右側が現行となっており、それぞれ下線部が訂正箇所となります。

まず、第2条中でございます。組合は石岡市、小美玉市、かすみがうら市及び茨城町をもって組織するに改めました。

次に、第3条第1項中、これまでのごみ処理区域であったただし書き以降を削除しております。

1号の変更はありません。

2号で、ごみ処理施設の建設と付帯事務、また関連施設の整備、維持管理、付帯事務となっており、内容が重複することから条文を改めました。

3号は、条文をごみ処理施設及びこれに付帯する施設の設置及び管理運営に関することに 改めました。

4号の条文を地域関連施設の設置及び管理運営等に関することに改めました。

第4条以降は条文の体裁を整えました。

また、この規約改正内容につきましては、茨城県市町村課にも確認をいただいているところでございます。

今後、霞台厚生施設組合において、構成市町の議会の議決を得た後に、地方自治法第286 条の規定に基づき、県知事に許可の申請をしていくこととなります。

以上、議案第77号の説明とさせていただきます。

○委員長(村田春樹君) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第77号 霞台厚生施設組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見 書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

前回、継続審査となりました案件ですが、この案件について、委員の皆様からのご意見を いただきたいと思います。

- 〇委員長(村田春樹君) 岩本委員。
- **〇12番(岩本好夫君)** これは、委員長のほうから参考資料をもらっているんで、それを踏まえて、こういうのは年長者からちゃんと意見をもらったほうがいいと思います。
- ○委員長(村田春樹君) 事務局の資料の配付をお願いいたします。

[資料配付]

○委員長(村田春樹君) こちらは、先日用意しました資料のうちの参考資料のさらなる参考 資料となりますので、ご一読いただきますようよろしくお願いいたします。

5分ほどお時間を取らせていただきます。

[資料一読]

- 〇委員長(村田春樹君) 岩本委員。
- **〇12番(岩本好夫君)** これ、一番新しいのは平成30年度のかな。
- **〇委員長(村田春樹君)** それでは、この案件について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。
- 〇委員長(村田春樹君) 市村委員。
- **〇18番(市村文男君)** 今、岩本委員から年長者からというようなお話がございましたので、 私のほうから申し上げたいと思います。

まず、いろいろ資料を取りそろえていただいた村田委員長、戸田副委員長に感謝を申し上 げます。

一連の流れの中で、こういう資料をちょっと読んでみましたところ、私はこういうことを 本当に専門でもないですが、直観としてという言い方はおかしいのかもしれませんが、不採 択にするものでよろしんではないかというふうに感じております。

以上です。

- 〇委員長(村田春樹君) 大槻委員。
- ○15番(大槻良明君) これは、やっぱり法律絡みが非常に多いと思いますので、我々なかなか判断するのが難しいと思いますので、不採択でよろしいと思います。
- 〇委員長(村田春樹君) 岩本委員。
- **〇12番(岩本好夫君)** これ、不採択とは、不採択の理由はなかなか難しいからという理由で、2人言ったんですよね。
- ○委員長(村田春樹君) 難しいという理由ではなくて。
- O12番(岩本好夫君) 不採択と。

不採択にするんであれば、その理由を言わないとこれ、継続審査にならないですよ。

- ○委員長(村田春樹君) 岩本委員のご意見お願いします。
- ○12番(岩本好夫君) 委員長、副委員長と執行部のほうで資料用意してもらって、前回の継続審査にすべきという理由で、私が言ったのはこれ、弁護士側の陳情だから、検察側の意見がもらえればということで、今日、これ用意してもらったんだけれども、私のほうでも谷

仲議員がいっぱい用意してくれて、それを検察側の意見といろいろ総合的に見たんだけれども、本来、法の上では弁護士と検察官というのは対等の立場であるはずなんだけれども、どう見ても対等ではないんだろうな。国家権力だから。再審における無辜の救済というの、これ、大事なことだと思うんだけれども、ただ、そうなってくると、本当の犯人を無罪にしてしまうおそれもあるし、だから、ただ、これ、言っているのは証拠開示の制度化と、あと、不服申立ての禁止なんだよね。

これは、俺、大事なことだと思うんだけれども、この辺のところはその資料を基に、私ら 法の専門家でもないんで、あと、谷仲委員の意見もあると思うんだけれども、できれば自由 討議にして、この議会として採択すべきなのか、不採択すべきなのかはみんなの意見を聞き ながら、決めたほうがいいと思うんだけれども。

難しいと思うんだよな、本来であれば、再審にならないことが一番の大事なことだと思う んだけれども、難しいな。

あとは、谷仲委員の意見を聞いて、それでまとまるのであれば、正副委員長の意見を添えてまとめてもいいし、難しいのであれば、自由討議として、この総務委員会の中で、小美玉 市議会としてどう判断するかを決めてもいいと思います。

- ○委員長(村田春樹君) 谷仲委員、お願いいたします。
- ○10番(谷仲和雄君) まず、この継続審議に至った経緯から申しますと、双方の意見を聞くべきだと、そういうところをきちんと踏まえた上で、結果を出さないといけないというところが継続審議になった理由かと思います。

それで、まず、こちら陳情者側の意見等のほうからいくと、まず、陳情の内容が国に対してという、一番初めに国に対してというのがあるんですね。それで、検察側というのは、これイコール検察庁であったり、法務省であったり、政府であったり、国になるのかなと。そうすると、国に対し、この陳情の内容を出していると。

まず、ちょっと一つ論点にしたいところは、この国に対しというところをこの委員会でどう捉えるか、要は陳情者側と検察、国、双方の意見を踏まえて判断するというところで継続になったんだけれども、陳情のところが国に対しとあるんで、ここをまずどう捉えるかというのを自由討議で論点を明確にすべきだと思います。ここは自由討議必要かなと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇委員長(村田春樹君) 戸田副委員長。
- **○副委員長(戸田見良君)** 今回の日本弁護士側のことを踏まえると、再審における証拠の開

示ということを、やはり法で制定するような必要性があるということを強く出している思う んですが、どうしても権力の中でこのままでいくと、きちんと対応できるものがないといけ ないと思いますので、その中で、やはり国に対してもそれをお願いしていくという立場は、 私個人としては大事かなと思っています。

ですので、今回この資料を教えていただいたり、また調べさせていただいた中で、権力に 対しても形を何かしらつくる必要があると私は思いますので、国に対しての論点の部分で言 うと、国とか、行政のほう、そこの部分も含めて当たっていく必要があると思っています。

- 〇委員長(村田春樹君) 谷仲委員。
- **○10番(谷仲和雄君)** さっき、私、自由討議を求めたんで、それに対する判断を聞いてから、また私意見したいと思いますんで、よろしく。
- ○委員長(村田春樹君) 国に対しとあるんですけれども、これとは意見書を提出する内閣総理大臣、法務大臣ということで話を進めていいということでしょうか。
 谷仲委員。
- ○10番(谷仲和雄君) 委員長、今のは、確認の意味で聞いたのか、それとも反論で言ったのか。
- 〇委員長(村田春樹君) 確認です。
- 〇10番(谷仲和雄君) 確認ですか。

さっき言ったように、継続になった経緯が、検察側の意見双方を聞かないといけない。これで、議論を進めるか、それか、この陳情側の言っている国に対し、それで議論を進めるか、捉え方によって若干変わってくるのかなというところがあるんで、そこのところをきちんと委員の皆さん、どういうふうに捉えているのかというのを確認してから、議論を進めるべきだということで、そこで自由討議を求めています。

以上です。

○委員長(村田春樹君) 今回、継続審査になりました案件なんですけれども、国に対し、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出を求める陳情書ということなので、国に対して、委員の皆様お話をしていることで、私は感じてはいるんですけれども、そこのところ、間違いないでしょうか。

岩本委員。

○12番(岩本好夫君) それ、間違いないと思うんだけれども、要は、今、戸田副委員長まで個人の意見を言ったわけだから、委員長も個人の意見を言って、「私はこう思います」で

いいと思うんだけれども。

それで、これは自由討議にすべきだと思う。そして、自由討議にするんであれば、不採択と言った市村委員と大槻委員いるから、不採択にすべき理由をちゃんと述べてもらって、それで自由討議にしたほうがいいと思います。

○委員長(村田春樹君) 今回継続審査になっております案件につきまして、陳情の趣旨としまして、再審における検察手持ちの証拠の全面開示、こちらについては私はとてもいいことだというふうに思っております。

しかしながら、再審開始決定に対する検察不服申立ての禁止、こちらは検察の控訴法に係ってくると思いますので、そういったところも今後もしっかりと見ていかなきゃいけないのかなというふうに思いまして、今回、継続審査になった件について皆さんと一緒に意見を交換したいと思いますので、それでは、自由討議にさせていただいて、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) では、ここから自由討議とさせていただきますので、この陳情趣旨について、皆様のご意見をお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔「先に2人の不採択をする理由を言ってもらう」と呼ぶ声あり〕

- ○委員長(村田春樹君) 市村委員、よろしくお願いいたします。
- ○18番(市村文男君) この証拠開示に関する質問に対する答弁書というものを用意していただきました。この中には、ある程度証拠開示の書類を書いてあります、答弁の中に。さらに、いろいろ読んでいくと難しいんですが、いろいろ全面証拠開示を内容とする制度を導入することについては、関係者の名誉、プライバシーの侵害等々書いてありますけれども、そういったことの中で、弊害が生じないように証拠開示を進めていることが書いてありますので、私はその現状の中で、いらないかと思っております。
- 〇委員長(村田春樹君) 大槻委員。
- ○15番(大槻良明君) やっぱり法律的なものが非常に絡んできまして、それで、ここに証拠の全面開示並びに検察の不服申立ての禁止という問題が出ていますけれども、なかなか個人のプライバシー、いろいろな問題がありまして、その辺は非常に難しいと思いまして、そういう結論に達しました。
- 〇委員長(村田春樹君) 岩本委員。
- ○12番(岩本好夫君) みんな法の専門家じゃないんで、いろいろな捉え方があると思うんだけれども、例えば証拠の開示にしても、これ、制度化をいっているわけだから、何でもか

んでも全面的に、確かに個人証拠によってはプライバシーに関すること、個人を特定してしまうこと、あとは証人の、それに危険にさらすとか、今後証言する人がいなくなる、こういったいろいろ理由もあると思うし、それと、検察側からすれば、決まったことを、じゃ、再審で開示ですよとなった場合には、じゃ、裁判何だったという話にもなるし、これは難しいんだけれども、ただ、この小美玉市総務委員会各位というこれ、資料をもらったんだけれども、ここの文章の最後には、その陳情書は陳情者の言葉で、当会もこういった請願陳情は初めての取組であり、文章表現や言葉遣いが適切であったかどうかと反省すべきところもあります。その点で趣旨を同じくするものであれば、各議会独自の文章表現で意見書を作成され、提出していただいても結構ですとも書いてあります。

だから、この辺のところも踏まえて、みんなの意見をもらったほうが。ただ、そこまで私らの知識というか、法的な認識の中で、趣旨を同じくして、私たち独自の表現ができるのかという部分もあるし、だから、その辺も含めて皆さんの意見をいただいたほうがいいのかなと思うんだけれども、難しいよね。

〇委員長(村田春樹君) 谷仲委員。

○10番(谷仲和雄君) それでは、私のほうからは、まず、陳情者側の意見というところ、ポイントでいうと、意見書の中に、再審における検察手持ち証拠の全面開示と再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止、これを強調しています。

これの内容は、2019年の5月10日に、日本弁護士連合会再審における証拠開示の法制化 を求める意見書というのが出ていまして、それに則した内容になっているかと思います。

片や、今度、継続になったところの陳情者側とあと国の双方のところから、ちょっと調べたところ、平成30年12月4日提出の再審請求における証拠開示制度の法制化に関する質問主意書というのが、第197国会の文章版質問第108号で出ています。これにちょっと、これ、私が調べたやつなんで、ちょっとポイントのところ、まず質問のところ、ちょっと読んでいきたいと思います。

現行法のもとで、再審請求を行っている事件のほとんどは、刑事訴訟法第435条第6号を理由とする再審である。この条文は、再審請求を行う段階で、無罪を言い渡すべき明らかな新証拠を提出することを求めている。しかし、多くの事例で、捜査機関が収集した証拠の中に、無罪方向の証拠が存在することが明らかとなっている現状から、一定の条件のもと、再審請求の前段階で、再審請求をしようとする者や、その弁護人に対し、証拠の閲覧を認める制度も必要であると考えるが、政府の見解を示されたい。

そして、1から7まであるんですが、8番として、以上質問した内容に照らし、再審における証拠開示の法制化は喫緊の課題であると考えるが、関係機関による非公式協議の進捗状況はどうか、法制化までのタイムスケジュールをどのように考えているか、政府の見解を示されたいという質問主意書が出ております。

それに対する政府の答弁が、平成30年12月14日、衆議院議長宛てに出されております。 そこの今に関する質問のところの答弁で、政府の答弁としては、その前に、今、質問主意書 の内容とは、ここの「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」と同じ内容かなと私 は理解しております。それに対する政府の答弁が、7及び8についての答弁として、再審請 求における証拠の開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第9条第3項の 規定により、政府として検討を行うものとされており、平成29年3月からその検討に資する ため、警察庁、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会の各担当者で構成する刑事手続に 関する協議会を開催し、意見交換を行っているところであり、現時点において、お尋ねにつ いてお答えすることは困難であるという内容の答弁が出ています。

これを踏まえて、ここからですが、私の考えとしては、この協議会は現在も継続中とのことです。それを踏まえて、検察庁、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会の各担当の方、言わばこれは法律に関する専門家の皆さんにおいて、現在意見交換が行われている状況というところであります。

ここで、私として言えるとすれば、この刑事手続に関する協議会を迅速に行うべきという ところの考えまでしか言えないかなというところが私の考えです。

そういうところでいくと、先ほど岩本委員のほうが、陳情者のほうで内容を変えて提出していただいてもいいということであります。ただ、小美玉市議会の会議規則において、この請願陳情に対する趣旨採択というのは、多分ないと思いますが、ちょっと途中ですが、それをちょっと事務局、確認したいと思います。

- 〇委員長(村田春樹君) 菊田議会事務局次長。
- ○議会事務局次長(菊田裕子君) 趣旨採択はしないと先例集のほうに記されております。一部採択及び趣旨採択はしないと。
- 〇委員長(村田春樹君) 谷仲委員。
- ○10番(谷仲和雄君) ありがとうございます。

その趣旨採択はないというところで、この陳情に関しては不採択というところになるかな と。ただ、この陳情とは別に、この内容で総務委員会から意見書を提出する手もあるのじゃ ないかなというところでは考えていますが、そこら辺、委員長、いかがでしょうか。

- 〇委員長(村田春樹君) 岩本委員。
- ○12番(岩本好夫君) 確認したいんだけれども、市村委員と大槻委員は不採択で。

私の意見を採択か不採択かということに関してやっておられますが、さっき谷仲委員が言ったように、今、弁護士も入った協議会が継続中ということなんで、恐らくその継続中の協議会の中でらちが明かないから、これ、陳情書出したと思うんだよね、弁護士側は。

私、法律のことは詳しくないし、ただ、一国民という立場でこの事実を、私が思うところは現に再審で検察側が証拠の捏造を隠蔽しているんだよね。要は、この証拠はもうなくなり、ありませんと言っておきながら、後から出てきて陳謝している、現実的な話もあるし、あとは捏造もあるんだよ。有罪にするための捏造もしたりしている、検察が。これ、現実の話。こういった事実がある以上は、私はこの弁護側のこの陳情はぜひ採択してほしいと思うのが、法のことは詳しく分からないけれども、そういった事実がある以上は私はこれ採択してもらいたいという気持ちでいます。

ただ、議会制民主主義なので、少数であれば、それは何ら問題ありません。

- 〇委員長(村田春樹君) 戸田副委員長。
- **○副委員長(戸田見良君)** 先ほどと重複しますけれども、私個人としては、やはり被害が出ている状況もありますので、できるだけ弁護士さんの考えに沿って意見は言っていくべきなのかなというような意見であります。ですので、採択してほしいというような気持ちですね。
- **〇委員長(村田春樹君)** ここで、ほかに意見がなければ討論に入りたいと思います。

[「委員長」と呼ぶ声あり]

- 〇委員長(村田春樹君) 谷仲委員。
- **〇10番(谷仲和雄君)** すみません、私の問いかけに、後で委員長、答えていただいてよろ しいですか。
- 〇委員長(村田春樹君) はい。
- **〇10番(谷仲和雄君)** それ、まだ返事戻ってきていないから。
- ○委員長(村田春樹君) ここで、11時50分まで暫時休憩といたします。

午前11時39分 休憩 午前11時50分 再開 ○委員長(村田春樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

自由討議のほうを閉める前に私としての意見としては、今回この陳情書に関して自由討議 始まる前に述べたとおりでございます。

ですので、今回、検察側に不服申立ての禁止ということでありましたけれども、そちらは 検察特有の法であります控訴法、そちらのほうの侵害に値するようなものと判断しまして、 私は今回のことに関しましては、不採択ということで進めたいというふうに思っております。 それでは、自由討議のほうを終結いたします。

討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書について採決いたします。

お諮りいたします。

こちらは採択、不採択と分かれましたので、挙手により決めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この陳情書について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇委員長(村田春樹君) 賛成少数と認め、本案は不採択すべきものと決しました。

続きまして、先ほど谷仲委員のほうから、こちらの陳情書ではなく、新しく刑事訴訟法について、国に対して会議を迅速に開いていただくような陳情書を提出したい旨の報告がございました。こちらについては、委員の皆様、どのように思っているのか、お聞きしたいと思います。

谷仲委員。

○10番(谷仲和雄君) 刑事訴訟法じゃなくて、今進められている、現在継続中の刑事手続に関する協議会を迅速に行ってほしいというところです。

それで、これは例えば不採択になったけれども、附帯として総務委員会どういう結果を出 すかというところも含めて附帯、そこのところをちょっと諮っていただきたいと思います。

〇委員長(村田春樹君) 今現在、先ほど、谷仲委員からお話があったとおりでございます。

この委員会で国に対して意見書を送ることに対して皆様の意見をお聞きしたいと思います。

- 〇委員長(村田春樹君) 市村委員。
- **〇18番(市村文男君)** 委員会としてというのはちょっとどうかなと思いますし、こういうことは議会で、この委員会で判断すべきものではないというふうに思います。
- 〇委員長(村田春樹君) 岩本委員。
- ○12番(岩本好夫君) 確かに総務委員会という言い方、谷仲委員からあったかもしれないけれども、小美玉市議会の総務委員会だから、市村委員の言うふうに、総務委員会からというのはちょっと国に対する意見書にしてもちょっと適当ではないと思う。きっと、もし本当に出すんであれば、これ、全協でもやって、小美玉市議会としての意見書だったらば、これ、当然だと思うんだけれども、総務委員会で、例えばここで4、2で、それが賛成となったとしてもそういう問題ではなくてこれは、国に対する、議会として出すんであれば、全協であって、全20人の中の過半数であれば出してもいいと思うんだけれども、ここで判断することではないのかなと俺は思うけれども。
- ○委員長(村田春樹君) その前に、この案につきましては、自分は委員長であり、議会運営 委員会委員長、また議長と相談の上、進めるなり、やめるなりしていこうかなというふうに 思うんですけれども、よろしいでしょうか。
- 〇委員長(村田春樹君) 谷仲委員。
- ○10番(谷仲和雄君) 私の説明の仕方が下手でした、すみません。

総務委員会で、決を採って、そこから議会へ上がっていくというのが、これが順序なんで、 そういう意味での今委員の皆さん。だから、総務委員会でやったほうがいいんじゃないかと いうやつを議会へ上げて、議会で、全協で皆さんに判断をいただく、そのプロセス、説明の 仕方が下手ですみません。

- ○委員長(村田春樹君) ほかに意見はございませんか。 岩本委員。
- **〇12番(岩本好夫君)** 谷仲委員の言うようなことであるとすれば、ここで決、採ってあげたほうがいいと思うよ、それは。
- ○委員長(村田春樹君) それでは、谷仲委員がおっしゃっていました刑事手続の協議会、そちらのほうに意見書をお渡しするような話を今後進めていくかどうかについてを採決いたしたいと思います。

その前に討論はございますか。

[「討論ではないんですけれども」と呼ぶ声あり]

- 〇委員長(村田春樹君) 市村委員。
- **〇18番(市村文男君)** 私は、議会運営委員長という立場もありますので、今の賛否に関してはちょっと退席ではないですが、どうしていいかちょっと考えるところがあります。
- **〇委員長(村田春樹君)** そしたら、この案件につきましては、次回の定例会に持ち越しとい うことでよろしいでしょうか。市村委員。
- ○18番(市村文男君) 委員長、副委員長、正副議長、そういう中で、話し合いした方がいいんじゃないの。
- ○委員長(村田春樹君) 一度こちらのほうは委員長、副委員長並びに議会運営委員会、議長 とお話をさせていただきますので、その旨よろしくお願いいたします。
- 〇委員長(村田春樹君) 谷仲委員。
- ○10番(谷仲和雄君) それじゃ、話の結果を後で聞かせてください。
- ○委員長(村田春樹君) 次に、そのまま続行しちゃってもよろしいですかね。

その他に入る前に、ここから議会案件になりますので、執行部の皆様方に関しましては、 ご退席をよろしくお願いいたします。

[「執行部案件」と呼ぶ声あり]

○委員長(村田春樹君) 執行部案件、1件あるんですね。

そちらのほうよろしくお願いします。

真家環境課長。

○環境課長(真家 功君) それでは、少々時間をいただきまして、お手元に配付してございます茨城美野里環境組合解散に伴う事務と承継に関する協議書(案)ということで、これについて若干説明をさせていただきたいと思います。

これは、解散に伴う事務の承継及び精算についての協議でございます。

議案として上程するものではありませんが、今回、茨城町との協議が整いましたので、上程した協議書とともに進めるものでございますので、ご報告をさせていただきます。

内容につきましては、1から15ということでございますが、簡単にご説明させていただきます。

まず、この各項目とも基本事項として事務承継は、小美玉市が承継するとしております。 また、それぞれの経費については、小美玉市、茨城町、それぞれが負担するというのを基本 としてございます。 まず、1でございますが、ただいま申し上げたとおり、決算に係る事務の承継及び経費の 負担でございますが、これについては小美玉市が承継し、経費は小美玉市、茨城町、それぞ れで負担するということでございます。決算で生じた剰余金、あるいは不足金につきまして は、それぞれ配分負担するとしております。

次に、財産の処分に係る事務の承継及び精算についてですが、財産のうち土地及び施設整備基金について精算を行うものとし、特にここでは、精算の割合は令和2年度における組合構成市町村の分布金負担割合として、茨城町53.87%、小美玉市46.13%とするとしております。

次に、3の建物の解体に係る事務の承継及び経費の負担でございますが、解体に係る事務 は小美玉市が承継しますが、ただし、この事務の一部について茨城町と協議により、霞台厚 生施設組合に行わせることができるということにしてございます。

次に、4の物品及び備品類の売り払及び廃棄物に係る事務承継及び経費の負担から12の 流末排水に係る事務についてですが、これはそれぞれ前段同様でございますので、割愛させ ていただきたいと思います。

次に、13の事務の承継に伴う経費負担でございますが、ここでは、ただいまの負担金の負担割合ということで53.87%、茨城町、小美玉市は46.13%と申しましたが、また別に事務費につきまして、事務費は均等割として、それぞれ50%ずつとしております。

最後にその他としまして、茨城町及び小美玉市は、組合の解散に伴う事務員等について、 誠意を持って対応するとともに、定期的に進捗状況を確認するものとするというような事務 承継の協議書でございます。

別紙としまして、実際に財産処分をする土地と基金がございます。別紙のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきました。

○委員長(村田春樹君) 質疑はございますか。

[発言する人なし]

○委員長(村田春樹君) それでは、ほかに執行部案件はございますか。

[発言する人なし]

〇委員長(村田春樹君) ないようですので、議会案件のほうに移りたいと思います。

執行部の方の退席を許可いたします。

[執行部退席]

○委員長(村田春樹君) まず、議会報告会資料について議題といたします。

皆様ご承知のとおり、本年度議会報告会は中止となりましたが、前定例会の全員協議会で 報告資料は作成し、議会ホームページに掲載することとなりました。

つきましては、本委員会の報告資料を作成いたしましたので、ご確認いただき、ご意見を いただきたいと思います。

谷仲委員。

- ○10番(谷仲和雄君) 端的に申しますね。
 これは行政報告かな。
- **〇委員長(村田春樹君)** こちら議会のほうで議決した案件などを記載させていただきました。 谷仲委員。
- **〇10番(谷仲和雄君)** そうしないと、その旨書いておかないと、多分読んだ人は、市でやっている事業としか説明ないんで、その文言をちょっと修正しておいたほうがいいと思います。
- 〇委員長(村田春樹君) 岩本委員。
- **〇12番(岩本好夫君)** 確かにこれでは行政報告になっちゃうんで、いつの議会で議決したか、そしていつから執行しているかを明記しておけばいいことだと思うんで。
- ○委員長(村田春樹君) そういった内容につきまして、私と副委員長としっかりと精査して、 24日までに私と副委員長のほうで25日の議会活性化委員会の前に提出したいと思いますの で、そのほかにご意見があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ声あり]

〇委員長(村田春樹君) ないようですので、しっかりと精査して調整していきますので、よるしくお願いいたします。

それでは、本日の審議及び協議は全て終了いたしましたので、副委員長、よろしくお願い いたします。

 $--- \diamond -$

◎閉会の宣告

○副委員長(戸田見良君) それでは、午前中いっぱいでありましたが、総務常任委員会をこれで閉会させていただきます。

午後12時08分 閉会